

エコ・アクション・ポイントの 登録・承認基準

Ver.1.1

平成24年6月

環 境 省

4. 対象エコアクションの承認基準

4.1 エコアクションのカテゴリーと対象アクション

(1) エコアクションのカテゴリー

対象エコアクションのカテゴリーを以下に示す。本基準ではこのカテゴリーに従ってエコアクションを整理している。登録を求める参加事業者は、自らの提供する商品やサービス等を以下のカテゴリーのいずれかに分類する必要がある。

- (1) 共通
- (2) 飲食
- (3) 居住
- (4) 被服
- (5) 交通・通信
- (6) 教育
- (7) 教養・娯楽
- (8) 資産運用
- (9) その他

【解説・注釈】

- ・カテゴリーの設定にあたっては、総務省「全国消費実態調査」における分類項目を参考とした。
- ・全てのカテゴリーに共通的なエコアクションは(1)共通で示すこととした。
- ・原資提供事業者は、登録を希望するエコアクションに関して、どのカテゴリーに属するものかをあらかじめ分類する必要がある。ただし、どのエコアクションがどのカテゴリーに入るかは、(2)の一覧表を参考に検索することが適当である。

(2) 対象エコアクション一覧

登録可能な対象エコアクションは表 4-1 のとおりである。なお、下表に示したエコアクション以外でも、原資提供事業者等が下表のエコアクションと同等の環境負荷低減効果を有することを証明することができれば、対象エコアクションとみなされる。その場合は 9-1-99 (商品購入)、9-2-99 (サービス利用)、9-3-99 (その他の行動) に該当することとなる。

表 4-1 登録可能なエコアクション一覧表

領域	商品購入	サービス利用	その他の行動
①共通	1-1-01 カーボン・オフセットされた商品の購入 1-1-02 寄付金付き商品の購入 1-1-03 レジ袋等を利用しない購買を促進する商品等の購入 1-1-04 生産・流通加工段階で容器・包装の使用量が削減された商品の購入 1-1-05 流通段階でモダルフットが行われた商品の購入 1-1-06 中古品の購入 1-1-07 再生資源を主原料として製造された商品の購入	1-2-01 カーボン・オフセットされたサービスの利用 1-2-02 販売時点で容器・包装の使用量削減に資する販売方法の利用 1-2-03 リペアサービスの利用 1-2-04 中古品回収サービスの利用	1-3-01 カーボン・オフセットされたイベントへの参加 1-3-02 カーボン・オフセットされた施設の利用 1-3-03 レジ袋や包装の辞退 1-3-04 マイ容器・マイ箸等の使用 1-3-05 中古品のリサイクルショップ等への持込み 1-3-06 資源回収への協力 1-3-07 エコアクションポイントプログラム対象商品等の販売促進活動への参加
②飲食	2-1-01 地産地消・旬産旬消型の飲食品の購入 2-1-02 生産段階で再生可能エネルギーを使用した飲食品の購入 2-1-03 リターナブルびんを使用した飲食品の購入 2-1-04 カートンを使用した飲食品の購入 2-1-05 無農薬栽培農産物等の購入 2-1-06 里山等で栽培された農産物の購入 2-1-07 侵略的外来種等を原料とした食品の購入 2-1-08 MSC 認証ラベル付き飲食品の購入 2-1-09 マリン・エコラベル付き飲食品の購入 2-1-10 レインフォレストアライアンス付き飲食品の購入 2-1-11 無洗米の購入 2-1-12 加熱調理が不要なレトルト食品の購入	2-2-01 地産地消・旬産旬消型の飲食品を用いた料理の飲食 2-2-02 生産又は調理段階で再生可能エネルギーを使用した料理の飲食 2-2-03 太陽光発電を使用した自動販売機の利用 2-2-04 環境配慮型飲料自動販売機の利用 2-2-05 食品の小分けサービスの利用 2-2-06 無農薬栽培農産物等を用いた料理の飲食 2-2-07 市民農園の利用 2-2-08 侵略的外来種等を食材として用いた料理の飲食 2-2-09 MSC 認証ラベル付き飲食品を用いた料理の飲食 2-2-10 マリン・エコラベル付き飲食品を用いた料理の飲食 2-2-11 レインフォレストアライアンス付き飲食品を用いた料理の飲食	2-3-01 飲食店等で食べ残さないこと 2-3-02 市民農園への農地提供 2-3-03 農村ボランティアへの参加 2-3-04 生ごみあるいは堆肥化された生ごみの回収施設等への持込み 2-3-05 使用済みてんぷら油の回収施設等への持込み
③居住	3-1-01 エコ住宅の購入 3-1-02 温室効果ガス削減に資する住宅・庭園設備の購入 3-1-03 間伐材を主原材料とした建築材料の購入 3-1-04 森林認証木材を主原材料とした建築物等の購入 3-1-05 国産材を主原材料とした建築物等の購入 3-1-06 太陽光発電システムの購入 3-1-07 太陽熱利用システムの購入 3-1-08 小型風力システムの購入	3-2-01 エコ住宅の賃貸借 3-2-02 温室効果ガス削減に資する住宅・庭園設備の設計・設置・メンテナンス 3-2-03 屋上・壁面緑化 3-2-04 省エネ診断サービスの利用 3-2-05 エコリフォームの実施 3-2-06 庭への植樹 3-2-07 エアコンクリーニングサービスの利用 3-2-08 フロン冷媒漏洩検査の利用 3-2-09 規制化学物質を使用しないリフォームサービスの利用	3-3-01 電気、ガス、水の使用量の削減 3-3-02 環境家計簿の記録・報告

領域	商品購入	サービス利用	その他の行動
	3-1-09 地中熱利用システムの導入 3-1-10 コージェネレーションシステムの購入 3-1-11 高効率給湯器の購入 3-1-12 雨水利用システムの購入 3-1-13 省エネ家電の購入 3-1-14 電球型蛍光灯 [°] あるいはLED ランプ [°] の購入 3-1-15 ソーラー電池式の時計や電子機器 類の購入 3-1-16 エコマーク認定家具の購入 3-1-17 間伐材を主原材料とした家具 の購入 3-1-18 森林認証木材を主原材料とし た家具の購入 3-1-19 国産材(又は地場産材)を主原 材料とした家具の購入 3-1-20 非化石原料プラスチックを用いた 家具の購入 3-1-21 エコマーク認定日用品の購入 3-1-22 エコマーク認定まほうびんの購入 3-1-23 エコマーク認定節水型機器類の購入 3-1-24 非化石原料プラスチックを用いた 日用品等の購入 3-1-25 木材燃料ストーブ [°] の購入 3-1-26 木材燃料の購入 3-1-27 ノンフロン冷媒を使用した商品の 購入 3-1-28 虫を殺さない防虫商品の購入 3-1-29 生ごみ由来堆肥の購入 3-1-30 生ごみ処理機の購入 3-1-31 規制化学物質の使用量が少な い住宅の購入 3-1-32 規制化学物質を使用しない家 具の購入 3-1-33 規制化学物質を使用しない洗 剤の購入 3-1-34 手回し式の電子機器類の購入		
④被服	4-1-01 エコマーク認定衣服の購入 4-1-02 天然有機素材から作られた衣 料品の購入 4-1-03 通気性又は保湿性の高い衣料 品の購入 4-1-04 省資源型紙おむつ等の購入	4-2-01 省資源型紙おむつ等を用い た医療等サービスの利用 4-2-02 規制化学物質の使用量が少 ないクリーニングサービスの利用	4-3-01 クリーニング店でのハンガーの辞 退・返却 4-3-02 省資源型紙おむつの使用
⑤ 交 通・通 信	5-1-01 自転車の購入 5-1-02 電動スクーターの購入 5-1-03 ハイブリッド [°] 自動車・プラグインハイ ブリッド [°] 自動車の購入 5-1-04 天然ガス自動車の購入 5-1-05 電気自動車の購入 5-1-06 燃料電池自動車の購入 5-1-07 燃費向上に資する後付けの自 動車部品の購入 5-1-08 輸送用バイオエタノールの購入 5-1-09 輸送用バイオエタノール燃料の購入 5-1-10 エコカー減税対象車の購入	5-2-01 ペダラクターの利用 5-2-02 レンタサイクル・コミュニティサイクルの利用 5-2-03 公共交通機関の利用 5-2-04 カーシェアリング [°] の利用 5-2-05 エコカーを用いたレンタカーの利用 5-2-06 エコタクシーの利用 5-2-07 エコカー試乗会への参加 5-2-08 燃費向上に資する自動車メン テナンスサービスの利用 5-2-09 エコドライブナビゲーターの利用 5-2-10 VICS [°] の利用	5-3-01 自転車による通勤 5-3-02 徒歩での来店・来場 5-3-03 自転車による来店・来場 5-3-04 エコカーによる来店・来場 5-3-05 電気自動車の利用 5-3-06 燃料電池自動車の利用 5-3-07 エコドライブ講習会への参加 5-3-08 輸送用バイオエタノールの利用 5-3-09 輸送用バイオエタノール燃料の 利用 5-3-10 初回配達における宅配便の 受取り

領域	商品購入	サービス利用	その他の行動
	5-1-11 エコカー中古車の購入	5-2-11 エコカーを活用した宅配・配送サービスの利用 5-2-12 宅配便の代理受取サービスの利用 5-2-13 伝票等を大幅に削減した配達サービスの利用 5-2-14 FAX 電子化サービスの利用 5-2-15 TV 会議システムの利用 5-2-16 テレワークでの勤務	
⑥教育	6-1-01 エコマーク認定文房具の購入 6-1-02 間伐材を主な原料とした文房具 6-1-03 水なし印刷による印刷物の購入 6-1-04 エコマーク認定印刷物等の購入	6-2-01 水なし印刷サービスの利用 6-2-02 エコマーク認定インキ等を用いた印刷サービスの利用	6-3-01 環境教育への参加 6-3-02 環境配慮型イベントへの参加 6-3-03 チャレンジ 25 会員登録 6-3-04 エコ・アクション・ポイントプログラム会員登録 6-3-05 エコ・アクション・ポイントプログラムの普及・啓発イベントへの参加 6-3-06 環境関連資格取得
⑦ 教養・娯楽	7-1-01 間伐材を主原料とした玩具の購入 7-1-02 森林認証木材を主原料とした玩具の購入 7-1-03 MPS-ABC を取得した生産者により生産された花きの購入 7-1-04 ペーパーレスチケットの購入 7-1-05 電子書籍の購入	7-2-01 環境配慮型の宿泊施設での宿泊 7-2-02 農山村滞在型グリーンツーリズムへの参加 7-2-03 e-ラーニングサービスの利用	7-3-01 宿泊施設等におけるアメニティグッズの辞退 7-3-02 宿泊施設等におけるベッドメイキングの辞退
⑧資産運用		8-2-01 省エネ促進金融サービスの利用 8-2-02 ペーパーレス金融サービスの利用 8-2-03 中古部品リユースを促進する自動車保険サービスの利用 8-2-04 環境配慮行動への寄付金付き金融サービスの利用 8-2-05 環境事業への出資・融資に関する金融サービスの利用	8-3-01 環境事業への出資・融資 8-3-02 対象エコアクションの実施を主目的とする団体への出資・融資
⑨その他	9-1-01 規制化学物質を使用しない化粧品 9-1-02 その他の環境配慮商品の購入 9-1-03 従来よりも長寿命の備蓄品の購入 9-1-98 温室効果ガスを相当量削減した施設で生産される商品の購入 9-1-99 本基準における対象エコアクションと同等の環境負荷低減効果が期待される商品の購入	9-2-01 規制化学物質を使用しない理容室の利用 9-2-02 傘のレンタルサービスの利用 9-2-03 ウットアーマーターのレンタルサービスの利用 9-2-04 行政への電子申請サービスの利用 9-2-05 環境配慮型銭湯の利用 9-2-06 その他の環境配慮サービスの利用 9-2-98 温室効果ガスを相当量削減した施設で提供されるサービスの利用 9-2-99 本基準における対象エコアクションと同等の環境負荷低減効果が期待されるサービスの利用	9-3-01 温室効果ガス削減・吸収活動への参加 9-3-02 温室効果ガス削減・吸収活動への寄付 9-3-03 林業・里山保全ボランティアへの参加 9-3-04 侵略的外来種等の防除活動への参加 9-3-05 ビートル保全活動への参加 9-3-06 野鳥観察会への参加 9-3-07 湿地の保全活動への参加 9-3-08 傘のリユース活動への参加 9-3-09 不法投棄撤去活動への参加 9-3-10 対象エコアクションの実施を主目的とする団体への寄付 9-3-96 電気やガスを使わない調理 9-3-97 セカンドハーベスト活動への参加 9-3-98 温室効果ガスを相当量削減した施設の利用 9-3-99 本基準における対象エコアクションと同等の環境負荷低減効果が期待される「その他の行動」

【解説・注釈】

- 対象エコアクションおよびその承認基準の考え方は以下のとおり。
 - 1) 対象エコアクションは、3. に示した基本原則および考え方を満たすものについて、できる限り網羅的に収集・整理している。
 - 2) エコアクションは全て「消費者」の視点で統一している（商品の購入、サービスの利用、その他の行動）。
 - 3) 具体的な基準の適合性を全て本プログラム上で審査することは難しいため、可能な限り外部の基準（第三者機関（行政機関、業界団体等）が策定したもの）を引用している。
 - 4) 本プログラムの非倫理的な活用の防止については、承認基準のみで対応しようとすると、過度に入口を狭めることになるため、プラットフォームによる登録承認プロセスにおいて、申請資格要件等で対応することとしている。
 - 5) エコアクションであるものとそうでないものとの線引きについて、別途定量的な基準を設定する必要がある場合は、例えば温室効果ガス削減効果の場合、以下のとおりとしている。ただしこの場合も、自主行動計画等（日本経団連など）で具体的な目標値があれば、そちらを使用できる場合がある。
 - ・カーボン・オフセット等： 原則としておおむね 25%程度以上の削減
 - ・再生可能エネルギーの導入：
原則としておおむね 10%程度以上の利用
 - ・その他、定量的な削減水準の記述が必要な項目：
原則としておおむね 25%程度以上の削減

- 各々の内容および具体的な基準については、4.2 において詳述する。